患者さんやそのご家族から
「今日、薬だけもらえますか」と尋ねられたら?

休診日明けの診療日、患者さんで混みあったクリニックに定期受診している患者さんが来院。「すみません、今日、お薬だけもらえますか?」と尋ねられました。このような時、どのように対応されていますか?

医師法第 20 条では、『医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付してはならない（※抜粋）』とされており、無診察治療等の禁止を定めています。このことから、原則、診察がなく処方すること、または処方せんを交付（以下、“処方等”とする）することはできません。仮に、診察がなく処方等が行われた場合において、患者さんの容態が悪化するようなことがあれば、医療機関側の法的責任を問われる可能性も出てきます。

医師法第 20 条にある「診察」とは、『問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のもの』とされており、その上で処方等が行われる必要があります。お薬だけ欲しいという患者さんの申出には、それができない理由を説明し、無診察処方等の禁止について院内掲示やホームページ等へ記載することなどが求められます。昨今、モンスターペイシェントが増加していると言われていますが、第一義に患者さんの安全性を確保する必要があること、このことを患者さんに説明する必要があります。

なお、上記の内容に関しては例外があります。投薬は本来直接本人を診察した上で適切な薬剤を投与すべきですが、やむを得ない事情で看護に当たっている方から症状を聞いて薬剤を処方等することは認められています。

茨城県は「無診察処方」に関する事務連絡を発出

茨城県は２月６日、事務連絡「医療機関における医療安全管理体制の確保について」を各医療機関管理者宛に発出しています。その内容は、無診察での投薬等に対する注意喚起であり、保健所による立入検査や患者側からの通報により、これらの事例が散見されるというものです。医療機関と患者の双方を守るためにも、今一度、上記内容のご確認をお願いいたします。

事　務　連　絡
令和８年２月６日

県内各医療機関管理者　殿

茨城県保健医療部保健政策課長

医療機関における医療安全管理体制の確保について

平素より、本県の保健医療行政の施策の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、一部医療機関において、医師による診察を行わない医薬品処方（無診察処方）や医師の指示・管理が及ばない状況下での無資格者調剤等の事例が複数報告されています。

これらの行為は、医師法第 20 条及び薬剤師法第 19 条の違反であるとともに医療法上の医療機関の安全管理体制の重大な不備に該当します。

検査の結果、法令違反の事実が確認された場合は、行政指導にとどまらず、司法当局への通報や刑事告発を視野に入れた厳正な対処を講じる方針ですので、医療機関の管理者におかれましては、自施設の状況の厳粛なる確認と適正な医療体制の確保をお願いいたします。

なお、下記関係機関に対して通知済であることを申し添えます。

記

（通知先）
各保健所
一般社団法人茨城県医師会
一般社団法人茨城県病院協会
公益社団法人茨城県歯科医師会

【問い合わせ先】
〒310-8555 水戸市笠原町９７８－６
茨城県保健医療部保健政策課
医療指導担当 [redacted]
TEL　０２９－３０１－３１２９
FAX　０２９－３０１－３１３９
E-mail m.sairenji@pref.ibaraki.lg.jp